

整理番号	28
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

779 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・ 広報費 ・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	ラジオ出演 (FM Haro!・TSUNAGU みんなの政治)		
年 月 日	令和 1年 6月 1日~令和 1年 6月 30日	金額	11,832 円

目的	県政について広報する
使途	番組出演代および駐車場代
政務活動・ 県政との 関連性	県西部の県民に対し、ラジオ番組を通じて県政について報告する。
<<領収書貼付枠>> 番組出演代：10,800 円 (別添 振込明細および請求書 参照) 振込手数料 432 円 駐車場代：600 円 (別添 領収書 参照)	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	11,832 円	100%	11,832 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用明細



静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年	月	日	振替先店番・科目・口座番号			
01	07	03				051
銀行番号	店番号	科目	口座番号			
お取扱店		お取引内容	お取引金額			
0352		お引出し	¥10,800			
お取扱枚数	<small>(手印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印) (印)</small> *****					
	おつり	残高				

キャッシング	手数料	時刻			お取扱い できない場合	
	¥432	14:38	00:90			
振込先 明細 ご 案内	ハマツツイワタシンキン ホンテン 普通 698431 ハマツツイワタシンキン様 うち シュンイチ 様 TEL053-523-2282					

〒431-1304
浜松市北区細江町中川172-698
ラトゥール101

請 求 書

2019年6月30日

No. 17137

静岡県議会議員 良知 駿一

様

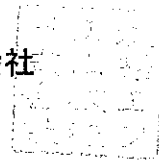
浜松エフエム放送株式会社

430-0933

浜松市中区鍛冶町100-1

ザザシティ浜松中央館4F

TEL 053-458-8600 FAX 053-458-8611



([REDACTED])

2019年6月度

期間 2019/06/01～ 2019/06/30



前回請求額	入金額	繰越額	売上額	消費税額等
0	0	0	10,000	800

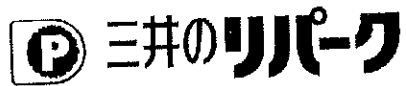
今回請求額
¥10,800

費 目	(税率)	請求金額	備 考
番組料金	(8.0%)	10,000	【TSUNAGU みんなの政治】
小 計		10,000	
消費税等		800	
合 計		¥10,800	

上記の通りご請求申し上げます。

なお弊社の取引銀行は次の通りです。

浜松磐田信用金庫 本店営業部 普通No. 698431
三井住友銀行 浜松支店 普通No. 7024266
浜松磐田信用金庫 磐田本店営業部 普通No. 801280



リパーク浜松駅西

ご利用ありがとうございました。
またのご利用をお待ちしております。
<http://www.repark.jp>

領収書

精算機 #01	A 精算No.000125
入庫時刻	2019年 6月29日(土) 16:09
出庫時刻	2019年 6月29日(土) 18:07
駐車料金	A料金 600円
=====	
合計	600円
現金入金額	1,000円
釣銭	400円
現金領収金額	600円

整理番号 29

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 おじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	情報処理学会会費		
年月日	令和1年7月5日～令和 年 月 日	金額	11,900円

会の趣旨・目的	コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	(1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表 (2) 情報処理関連技術の普及・実践 (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及 (4) 情報処理に関わる人材育成の推進 (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力 (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力 (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	今後は県政にICTを活用していかなければならない。ICTは進歩が速く、常日頃から情報収集する必要があり、情報処理学会に入会し定期的に会誌等を購読また必要に応じて学会等にも参加する。
<<領収書貼付枠>> 別添 明細書・領収書 参照 入会金：2000円 2019年度正会員費：10,800円×11ヵ月÷12ヵ月=9,900円 (任期前1ヵ月分除く) 合計：11,900円	
※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,900円	100%	11,900円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

〒431-1304
静岡県浜松市北区細江町中川7172-698
ラトゥール101

良知駿一事務所

良知駿一様

領収書を発行いたしましたので、お受け取りください。

お問合せなどは、下記までご連絡ご連絡ください。

◇連絡／照会先
一般社団法人情報処理学会 事務局
<https://www.ipsj.or.jp/>
Tel (03)3518-8374
Fax (03)3518-8375

情報処理学会 (201902504)

領 収 書

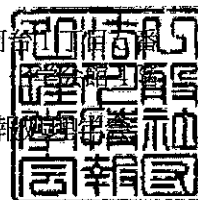
良知駿一事務所(良知駿一)様

No.201902873
2019年07月05日

¥ 12,800

〒101-0062
東京都千代田区神田駿河台

一般社団法人 情報処理学会



但し 入会金
2019年度正会員費

上記正に領収いたしました。

お支払い

※イベントの請求情報は統合・分割できませんのでご了承ください。

入金状態： 未入金 入金済

請求書番号：2019002968

請求金額：12,800円

請求日：

入金済

請求明細

No	品名	単価	数量	金額	入金額	実請求額
1	入会金	2,000円	1	2,000円	2,000円	0円
2	2019年度正会員費	10,800円	1	10,800円	10,800円	0円

領収書印刷

↑ Back to top

一般社団法人 情報処理学会 定款

制定日:昭和38年12月19日

社団法人としての定款変更履歴:昭和42年12月5日、昭和44年1月7日、昭和45年11月7日、昭和47年7月14日、昭和50年10月24日、昭和53年8月7日、昭和58年6月27日、昭和59年7月10日、昭和61年8月25日、平成1年3月29日、平成4年10月3日、平成5年8月2日、平成6年7月16日、平成12年3月23日、平成14年6月25日、平成16年3月1日、平成17年6月10日

一般社団法人認可までの定款変更履歴:平成20年12月22日、平成21年5月29日、平成22年3月24日、平成22年5月31日

最新変更日:平成22年5月31日(平成22年7月1日(一般社団法人への移行登記日)施行)

※平成22年5月31日

1. 一般社団法人への移行のための法令に照らした変更

第1章 総 則

第2章 目的および事業

第3章 会員および社員

第4章 社員総会

第5章 役員

第6章 理事会

第7章 資産および会計

第8章 定款の変更、合併および解散等

第9章 委員会等

第10章 情報公開等

第11章 補 足

附 則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人情報処理学会 (Information Processing Society of Japan) と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

第2章 目的および事業

(目的)

第3条 この法人は、コンピュータとコミュニケーションを中心とした情報処理に関する学術および技術の振興をはかることにより、学術、文化ならびに産業の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 情報処理関連技術の研究・調査ならびに研究・調査に関する成果発表
- (2) 情報処理関連技術の普及・実践
- (3) 情報処理関連技術の標準化の推進ならびに普及
- (4) 情報処理に関わる人材育成の推進
- (5) 情報処理関連の国際学協会への加盟ならびに連絡および協力
- (6) 情報処理関連学協会との連絡および協力
- (7) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第3章 会員および社員

(法人の構成員)

第5条 この法人に、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (2) 名誉会員 この法人の事業範囲において特別の功績があり、社員総会において推薦された個人
 - (3) 学生会員 短大、高専、大学学部、大学院修士課程および博士課程、またはこれに準ずる学校の在学生のうち、この法人の目的に賛同して入会した個人
 - (4) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した団体または個人
2. この法人の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下、法人法という)上の社員は、概ね正会員100人の中から1人の割合で選出される代表会員とする。
3. 代表会員は、正会員による代表会員選挙で選出する。代表会員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代表会員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代表会員選挙に立候補することができる。
5. 第3項の代表会員選挙において、正会員は、他の正会員と等しく代表会員を選挙する権利を有する。理事または理事会は、代表会員を選出することはできない。
6. 第3項の代表会員選挙は、毎年2月に実施することとし、代表会員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年とする。ただし、代表会員が、法人法に規定された社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え、および役員解任の訴えを提起している場合(責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む)には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代表会員は社員たる地位を失わない(当該代表会員は、役員を選任および解任ならびに定款変更についての議決権を有しないこととする)。
7. 代表会員に欠員が生じた場合は、速やかに再選挙により、欠員を補充することができる。欠員により選任された代表会員の任期は、前任者の残任期間とする。
8. 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、代表会員と同様にこの法人に対して行使することができる。
- (1) 定款の閲覧等の権利
 - (2) 社員名簿の閲覧等の権利
 - (3) 社員総会の議事録の閲覧等の権利
 - (4) 社員の代理権証明書等の閲覧等の権利
 - (5) 電磁的方法による議決権行使記録の閲覧等の権利
 - (6) 計算書類等の閲覧等の権利
 - (7) 清算法人の貸借対照表等の閲覧等の権利
 - (8) 合併契約等の閲覧等の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法上の総社員の同意による損害賠償責任の免除の規定にかかわらず、この責任は全ての正会員の同意がなければ免除することができない。

(入会)

第6条 この法人の会員として入会しようとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 社員総会において名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の運営に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時および毎年、社員総会が別に定める入会金および会費を納入しなければならない。

2. 学生会員および賛助会員は、入会金を納めることを要しない。
3. 名誉会員は、入会金および会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届けを提出することにより、任意に、いつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、社員総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、社員総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款または規則に違反したとき
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたとき
 - (3) その他の正当な事由のあるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合(任意退会、除名)のほか、会員は、次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費を1年以上滞納したとき
- (2) 全ての会員の同意があったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、または会員である団体が解散したとき
- (4) 成年被後見人または被保佐人になったとき

(会員資格の喪失に伴う権利および義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2. この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費およびその他の拠出金は、これを返還しない。
3. 代表会員たる会員が、第8条、第9条、および第10条の各号により、会員たる資格を喪失したときは、代表会員たる地位を喪失する。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、全ての代表会員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 入会の基準および会費ならびに入会金の額
- (3) 理事および監事の選任または解任
- (4) 理事および監事の報酬等の額またはその規程
- (5) 各事業年度の事業報告および決算
- (6) 定款の変更
- (7) 解散および残余財産の処分
- (8) その他社員総会で決議するものとして法令またはこの定款に定められた事項

2. 前項にかかわらず、個々の社員総会においては、第15条第3項の書面(開催通知)に記載した目的および審議事項以外の事項は、決議することができない。

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、臨時総会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会において開催の決議がなされたとき。

(2) 総代表会員の議決権の10分の1以上を有する代表会員から、会長に対し、社員総会の目的である事項ならびに招集の理由を示して招集の請求があったとき。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内の日を社員総会とする臨時社員総会の招集の通知をしなければならない。

3. 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに通知しなければならない。ただし、社員総会に出席しない代表会員が書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知しなければならない。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、代表会員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総代表会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令またはこの定款に別段の定めがある場合を除き、総代表会員の過半数が出席し、出席した代表会員の過半数をもって行う。可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は代表会員として決議に加わることはできない。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事および監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散および残余財産の処分
- (5) その他法令またはこの定款で定められた事項

3. 理事および監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理および書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代表会員は、他の代表会員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代表会員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代表会員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3. 第1項および2項の場合における第18条(定足数)および第19条(決議)の規定の適用については、その代表会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事または代表会員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、代表会員の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすものとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成するものとする。

2. 出席した会長および副会長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 15名以上25名以内

(2) 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3. 前項の会長および副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第24条 役員は、社員総会において、これを選任する。

2. 会長、副会長および業務執行理事は、理事会において、理事のうちから選定する。

3. 常務理事は、理事会において、業務執行理事のうちから6名以内を選定することができる。

4. 監事は、理事または使用人を兼ねることができない。

5. 各理事について、当該理事およびその配偶者または3親等内の親族、その他特別の関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6. 他の同一の団体(公益法人を除く)の理事または使用人である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

7. 役員に異動があったときは2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務・権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

2. 会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3. 副会長は、法令およびこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4. 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

5. 常務理事は、会長および副会長を補佐する。

6. 会長、副会長および業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

7. 理事は、この法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当該事実を監事に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行、およびこの法人の業務ならびに財産の状況を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

3. 監事は、社員総会および理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べる。

4. 監事は、理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、または法令およびこの定款に違反する事実、若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを社員総会および理事会に報告する。

5. 監事は、前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求する。ただし、その請求があった日から5日以内に、2週間以内の日を理事会とする招集通知が発せられない場合は、直接、理事会を招集する。

6. 監事は、理事が社員総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令およびこの定款に違反し、または著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告する。

7. 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為、その他法令およびこの定款に違反する行為をし、またはこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によりこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求する。

8. 以上、各項のほか、監事は、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員任期)

第27条 役員(理事および監事)の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2. 役員は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了または辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。ただし、役員を解任する場合は、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により行わなければならない。

(報酬等)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2. 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(競業利益相反取引の制限)

第30条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己または第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引
- (2) 自己または第三者のためにするこの法人との取引
- (3) この法人がその理事の債務を保証すること
- (4) その他理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引

2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の方法に対する損害賠償責任の一部免除)

第31条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定される役員の方法に対する損害賠償責任について、法令に定める要件(善意でかつ重大な過失のないとき)に該当する場合には、理事会の決議により、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 この法人に理事会を置く。

2. 理事会は、全ての理事をもって構成する。
3. 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(職務と権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定ならびに変更または廃止
- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 代表理事および業務執行理事の選定および解職

(種類および開催)

第34条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度4回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第26条第5号の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき。

(招集)

第35条 理事会は、法令およびこの定款に別段の定めのある場合を除き、会長が招集する。

2. 会長は、前条第2号または4号前段に該当する場合は、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面により、開催日の1週間前までに、各役員に対して通知しなければならない。
4. 前項の規定にかかわらず、役員の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長がこれに当る。

(定足数)

第37条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第38条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 可否同数のときは、議長の決するところによるが、この場合において、議長は理事として決議に加わることはできない。

(決議の省略)

第39条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第40条 役員が、役員全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

2. 前項の規定は、第25条第6項(3ヶ月に1度の職務執行状況の報告)の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第41条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2. 出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 正味財産増減計算書、財産目録および貸借対照表についての事項
- (4) 役員を選任
- (5) その他、この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めた事項

第7章 資産および会計

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理・運用)

第43条 この法人の資産の管理・運用は、理事会が別に定める資産管理運用規程によるものとする。

(事業計画および収支予算)

第44条 この法人の事業計画および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も同様とする。

(事業報告および決算)

第45条 この法人の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を得て、定時社員総会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 正味財産増減計算書
- (5) 貸借対照表および正味財産増減計算書の附属明細書
- (6) 財産目録

2. この法人は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(会計原則)

第46条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものとする。

第8章 定款の変更、合併および解散等

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(合併等)

第48条 この法人は、社員総会において、総代表会員の半数以上であって、総代表会員の議決権の3分の2以上の議決により、他の法人法上の法人との合併、事業の全部または一部の譲渡をすることができる。

(解散)

第49条 この法人は、社員総会の決議、その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第50条 この法人は、会員その他の者に対し、剰余金の分配を行うことはできない。

(残余財産の処分)

第51条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(認定法)第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

(委員会等)

第52条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会および必要な地に支部(以下、委員会等という)を設置することができる。

2. 委員会等の任務、構成および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
3. 委員会等は、法令およびこの定款により、社員総会ならびに理事会に付与された職務権限(業務執行の決定ほか)を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第53条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2. 事務局には事務局長および所要の職員を置く。
3. 職員のうち重要な職員(就業規則上の特別管理職)は、理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 情報公開等

(備付け帳簿および書類)

第54条 この法人は、主たる事務所に、次に掲げる帳簿および書類を備え、また法令の定めにより保管しなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿
 - (3) 役員の名簿
 - (4) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (5) 第44条の書類(事業計画および予算)
 - (6) 第45条第1項の書類(事業報告および決算書類)
 - (7) 監査報告書
 - (8) 運営組織および事業活動の状況の概要ならびにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
 - (9) 認定、許可、認可等および登記に関する書類
 - (10) 定款に定める機関のうち、理事会および社員総会の議事に関する書類
 - (11) その他法令で定める帳簿ならびに書類
2. 前項各号の閲覧については、法令の定めによる。

(公告)

第55条 この法人の公告は、電子公告による。

2. 事故、その他やむを得ない事由により、電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第11章 補 足

(委任)

第56条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、整備法という)第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. この法人の設立当初の役員およびその任期は、第24条および第27条の規定にかかわらず、次の通り設立総会の定めるところによる。
 - 平成23年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員
代表理事 : 白鳥則郎(会長)、村上篤道(副会長)
業務執行理事 : 大場みち子、串間和彦、佐藤三久、砂原秀樹、近山 隆、塚本昌彦、宗森 純、村上和彰、吉川正俊
監事 : 東野輝夫
 - 平成24年3月31日を末日とする事業年度に関する定時社員総会の終結の時までの任期の役員
代表理事 : 水野忠則(副会長)
業務執行理事 : 井戸上彰、岡田謙一、奥乃 博、落谷 亮、関口智嗣、谷口倫一郎、寺田真敏、西 直樹、茂木 強、横田治夫
監事 : 住田一男
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

学会について

ホーム > 学会について > 情報処理学会とは > 一般規則

一般規則

H11. 5. 20 制定 H11. 7. 28、H12. 9. 27、H14. 5. 20、H15. 5. 20、H17.7.27、H17.9.20改訂
H20. 12. 22、H21.5.29 一般社団法人への移行に伴う改訂(H22.7.1施行)、2011. 6. 21改訂(前回の改訂漏れ箇所の修正)、2012. 1. 25改訂(支部運営に関する修正)、2012.3.21改訂(理事の担務の見直し)、2013.1.30改訂(委員の見直し)、2014.1.21改訂(理事の追加)、2014.6.4改訂(入会の迅速化)、2015.6.3改訂(会員種別の追加(ジュニア会員))、2016.6.3改訂(入会手順、ジュニア会員継続の改訂)、2016.10.26改訂(正会員の年会費)、2019.03.18(会費請求・督促の改訂)

第1章 目的

第2章 会員の種別、入会基準、および会費等

第3章 役員および職員

第4章 委員会等

第5章 支部

第6章 雑則

附則

第1章 目的

第1条 この規則は、定款に定めた諸事項について、適正にかつ効果的に運営することを目的として定める。

第2章 会員の種別、入会基準、および会費等

(入会)

第2条 本会に入会を希望する者は、第3条から第6条に定める基準により、別に定める入会申込書を提出し、指定された期日までに速やかに入会金2,000円および当該年度分の会費を納入し、理事会承認を受けなければならない。ただし、次の場合は入会金を免除することができる。

- (1) 学生会員として入会する者
- (2) ジュニア会員として入会する者
- (3) 理事会が相互に入会金の免除協定を締結した次他学会の正会員である者
電気学会、照明学会、電子情報通信学会、映像情報メディア学会
- (4) 特別な事情があると理事会が認めた者

2. 名誉会員、および賛助会員は入会金を要しない。
3. 学生会員が正会員となる場合は、入会申込書ならびに入会金を要しない。

(正会員)

第3条 正会員は、この法人の目的に賛同して入会した個人とする。協力協定締結学会正会員で本会に正会員として入会する者を含む。

2. 学生会員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正会員とする。ただし、大学院に在学する者は、学生会員の身分を継続できる。

(名誉会員)

第4条 名誉会員は、別に定める名誉会員候補者推薦基準により、理事会の承認を得て、社員総会で推薦された者とし、当該社員総会において会員記を贈呈する。

(学生会員)

第5条 学生会員は、大学院(修士課程および博士課程)、大学学部、短期大学、高等専門学校およびこれらに準ずる学校に在学する個人とする。

(ジュニア会員)

学会について

情報処理学会とは
委員会
支部
外部に対する活動
報告
関連団体
その他

提言/プレスリリース

表彰

学会誌「情報処理」

論文誌

電子図書館

イベント

研究会

ITフォーラム

IPSJカレンダー

会員サービス

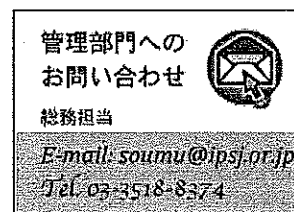
図書販売

教育・人材育成

認定情報技術者制度

コンピュータ博物館

情報規格調査会



E-mail: soumu@ipsj.or.jp
Tel: 03-3518-8374

第6条 ジュニア会員は、小中学校、高校、専門学校、短大、高専(専攻科1年以下)、大学(学部3年生以下)の学校に在学する個人とする。会員資格の有効期間は、当該年度入会月から当該年度末までとする。会員資格の継続は本人への意思確認を行い、期日までに「継続」の意思表示連絡がないものうち、ジュニア会員の対象外となるものについては、任意退会とする。

(賛助会員)

第7条 賛助会員は、本会の目的事業を賛助する個人、または団体とする。

(年会費の額と会誌の配布等)

第8条 正会員の年会費と会誌の配布は次の通りとする。

- (1) 次項以外の正会員の年会費は10,800円とし、会誌を配布する。
- (2) 協力協定締結学会正会員の年会費は、当該協力協定による割引率を適用し、会誌を配布する。
- (3) 在会40年を経過した正会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。この場合の年会費の減免と会誌の配布の扱いは別に定める。
2. 名誉会員は年会費を要せず、会誌を配布する。
3. 学生会員の年会費は4,800円とし、会誌を配布する。
4. ジュニア会員は年会費を要せず、会誌は配布しない。
5. 賛助会員の年会費は1口50,000円とし、何口でも加入できる。なお、会誌の配布は最低1部とし、口数による配布部数は別に定める。
6. 前各項の定めにかかわらず、特別な事情を有する会員が理事会に申請し、これを理事会が認めた場合には、年会費を減免することができる。
7. 前各項のほか、会誌等の購読を希望する者のため、購読員を設ける。購読員の購読員費、配布基準は別に定める。

(年会費の納付の扱い)

第9条 賛助会員を除く会員が納める会費は、毎年4月から翌年3月の年額前納を原則とし、複数年分を一括納入することができる。

2. 同一機関の10名以上の会員について、あらかじめ定めた責任者によって会費を一括徴収する場合は、別に取扱方法を定める。
3. 会費の滞納が4ヶ月以上におよぶときは、会誌の発送を停止する。停止した会誌は会費を完納した場合でも配布を受けられない。
4. 毎年11月から翌年3月にかけて次年度分の会費を会員に請求する。その後、会費の納入がない会員については、当該年度内に3回以上の督促後、会費滞納者については、理事会の承認を経て、定款の定めに従い、会員の資格喪失手続きを行う。

第3章 役員および職員

(会長の職務)

第10条 会長は、代表理事として、この法人を代表し、その業務を執行する。

(副会長の職務および分掌)

第11条 副会長は、代表理事として、会長とともにこの法人を代表し、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

2. 副会長の分掌事項は次により、具体的な業務内容は理事会において定める。
 - (1) 中長期的な学会運営企画・政策に関する事項
 - (2) 個々の事業活動に関する困難事項の対応処理、複数業務に跨る事項の調整、その他

(理事の職務および分掌)

第12条 会長および副会長以外の理事は、業務執行理事として、この法人の業務を分掌する。理事の分掌事項は原則として次により、具体的な業務内容は理事会において定める。

- (1) 総務: 社員総会・理事会に関する事項、定款および一般規則の改廃に関する事項、事業計画および事業報告の集約、会員の入退会に関する事項、歴代会長・名誉会員に関する事項、役員選出に関する事項、支部に関する事項、個人情報保護に関する事項、倫理規定に関する事項、国際交流に関する事項、渉外に関する事項、事務局の人事・待遇、その他の理事の分掌に属さない事項
- (2) 財務: 収支予算および決算、財産の管理・処分、出納および会計管理、本会に対する寄付行為に関する事項、その他会計に関する事項
- (3) 会誌: 会誌に関する事項、コンピュータ博物館に関する事項、知的財産権に関する事項、その他の理事の分掌に属さない出版に関する事項
- (4) 論文誌: 論文誌全体の企画・調整、JournalおよびJIPの編集、その他論文誌に関する事項
- (5) 調査研究: 調査委員会・研究会・研究グループに関する事項(国際会議およびIFIP対応を含む)、Transactionの編集、受託研究、その他調査研究に関する事項
- (6) 教育: 情報処理教育の振興・交流・普及に関する事項
- (7) 事業: 全国大会・FITIに関する事項、協賛・後援に関する事項、その他の理事の分掌に属さない講習会等の行事に関する事項

(8) 企画:会員サービスに関する事項、広報・宣伝の企画立案に関する事項、社会提言に関する事項、および新領域への拡大に関する事項

(9) 標準化:規格標準に関する事項、その他情報規格調査会に関する事項

(10) 技術応用:セミナーに関する事項、ITフォーラムに関する事項、デジタルプラクティスの編集に関する事項、高度IT資格制度に関する事項

(11) 長期戦略:長期ビジョンを踏まえた学会運営企画に関する事項

(12) 新世代:新たな着想による新世代向け学会諸活動の企画立案に関する事項

(監事の職務)

第13条 監事は、定款に定める職務を行う。

(役員交代)

第14条 同一事項を分掌する役員は、会長を除き原則2名とし、毎年その約半数を交代する。

(事務局)

第15条 事務局の職務分掌、組織、職制、待遇、身分は、理事会が定める。

第4章 委員会等

(委員会等の設置・廃止)

第16条 定款に定める委員会等(情報規格調査会、研究会等を含む。)の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

(委員会等の組織・設置場所)

第17条 委員会等は会員をもって組織する。但し、必要な場合には、会員外の委員を加えることができる。委員会等の名称等については、別表組織一覧表に示す。

2. 委員会等は必要な地に設置する。

3. 委員会の委員および委員長等は、別に定める当該規程により選定する。なお、委員等の呼称は当該規程等に定めることができる。

4. 委員長は、委員会等を統括する。副委員長等は委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その業務を代行する。

(委員の任期)

第18条 委員等の任期は、別に定める当該規程による。

(委員会等の計画)

第19条 委員会等は、指定された時期までに、翌年度の事業計画案および予算案を理事会に提出しなければならない。

(委員会等の報告)

第20条 委員会等は、毎年3月末までにその年度の事業概要報告を、また、委嘱事項が終了した場合には、その経過および成案に関する報告を理事会に提出しなければならない。

(委員会等の運営規程)

第21条 委員会等を設ける場合には、次の事項を含む規程類を理事会に提案し、承認を得なければならない。

(1) 目的、事業内容 (2) 名称、組織、構成 (3) 存置期間 (4) 委員の呼称、選定方法、任期
(5) 運営方法

(委員会等報告の対外発表)

第22条 委員会等としての意見を、情報処理学会の公的意見として、外部に発表する場合には、理事会の承認を経なければならない。

第5章 支部

(支部の設置・廃止)

第23条 支部の設置または廃止は、理事会の決議により行う。

(支部の事業)

第24条 支部は、その地域に在住する会員の相互協力によって、本会の目的達成のために必要な事業を行う。

(支部の地域)

第25条 支部の地域は、次の通りとする。

北海道 (北海道)

東北 (青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県)

東海 (長野県、静岡県、岐阜県、愛知県、三重県)

北陸（富山県、石川県、福井県）
関西（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）
中国（岡山県、広島県、山口県、鳥取県、島根県）
四国（徳島県、香川県、愛媛県、高知県）
九州（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）
参考：本部所屬（新潟県、栃木県、茨城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県）

（支部運営規約）

第26条 支部は、次の事項を含む支部運営規約を理事会に提案し、承認を得なければならない。

(1) 名称 (2) 地域と所属する都道府県名 (3) 事業 (4) 運営組織・構成 (5) 運営

（支部の運営組織・構成）

第27条 支部には次の支部運営委員を置く。支部運営委員の選出方法および任期は、支部運営規約に別に定める。

- (1) 支部長：1名 (2) 支部幹事：若干名 (3) 支部委員：若干名
2. 支部長は、必要の都度、支部運営委員会を開催し、支部の円滑な運営業務を統括する。
3. 支部幹事および支部委員は、支部長を補佐し、支部の業務を遂行する。

（支部の経費）

第28条 支部の経費は、支部への予算配分額および支部において取得した資産により支弁する。

2. 支部への予算配分額の算定方法は別に定める

（支部の事業計画および報告）

第29条 支部は、毎年指定された時期までに翌年度の事業計画案、予算案および当年度の事業報告を、理事会に提出しなければならない。

（支部長会議）

第30条 支部長会議は、会長が適宜招集するものとする。

第6章 雑則

（会議の議事録）

第31条 社員総会の議事録は、法令および定款の定めるところにより作成し、議長（会長）および出席した代表理事（副会長2名）が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。

2. 理事会の議事録は、法令および定款の定めにより作成し、出席した代表理事（会長および副会長2名）および出席した監事（2名）が署名押印し、法令の定めるところにより保管する。

3. 委員会等の議事録は、開催日時、場所、出席委員の氏名、および議事の経過要領とその結果を記録し、最低5年保管する。

（会計帳簿、書類）

第32条 会計帳簿および証拠書類は、法令および定款のほか別に定める会計規程により、これを作成・保存しなければならない。

（規程の制定と改廃）

第33条 この規則で別に定めるもののほか、この規則の施行に必要な規程の制定および改廃は、理事会の決議を経て定める。

附則

1. 本規則の改廃は、第2条から第8条までは理事会および社員総会の決議により、これ以外は理事会の決議により実施する。
2. 平成20年12月22日および平成21年5月29日の改訂は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（整備法）第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
3. 2012年1月25日の改訂（第25条、26条、28条）、および2012年3月21日の改訂（第11条）は、理事会決議の日から発効し、2012年4月1日から施行する。

整理番号	30
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

774 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良・知・駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	JERA 碧南火力発電所・中部電力技術開発本部の視察		
年月日	令和 1年 7月 9日～令和 年 月 日	金額	7,407 円

目的	新たな火力発電事業と洋上風力・省エネ研究の状況を視察する。
使途	交通費
政務活動・ 県政との 関連性	電力エネルギーは今の生活に欠かせないものである。 静岡県エネルギー政策のため、現在稼働中の火力発電所、また研究段階のエネルギー技術を調査する。
<<領収書貼付枠>> 【往路】 自宅ー(遠鉄バス)ー浜松駅:530円(別添 支払証明書 参照) ※前日公務(静岡宿泊) 浜松駅ー(東海道新幹線)ー静岡駅:2,290円(別添 領収書 参照) ※前日公務(静岡宿泊) 静岡駅ー(東海道新幹線)ー名古屋駅:5,830円(別添 領収書 参照) ※前日公務(静岡宿泊) 【復路】 名古屋駅ー(東海道新幹線)ー浜松駅:4,420円(別添 領収書 参照) 浜松駅ー(遠鉄バス)ー自宅:530円(別添 支払証明書 参照) 13,600円(総額)ー6,193円(応召旅費(交通費)) = 7,407円	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	7,407円	100%	7,407円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用票 兼 領収書
SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company

宛名
RECEIVED FROM

良知駿一

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2020

クレジットカード番号
CARD NUMBER

金額計
TOTAL AMOUNT

¥2,290
(クレジットカード利用)

内容
DETAIL

きっぷのご購入代金

購入日
DATE OF PURCHASE

2019年7月6日

乗車日
DATE OF DEPARTURE

7月8日

列車名・券種
利用区間

EX自由席
浜松
FROM

静岡
TO

¥2,290



EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

19年 7月 8日
¥2,290 3305/〒2020浜松6007

浜松 ▶ 静岡

自由席

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記号以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を提示させていただきます。

ご利用票 兼 領収書
SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company

宛名
RECEIVED FROM

良知駿一

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2019

クレジットカード番号
CARD NUMBER

金額計
TOTAL AMOUNT

¥5,830
(クレジットカード利用)

内容
DETAIL

きっぷのご購入代金

購入日
DATE OF PURCHASE

2019年7月6日

乗車日
DATE OF DEPARTURE

7月9日

列車名・券種
利用区間

ひかり461号
静岡
FROM

名古屋
TO

¥5,830



EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

19年 7月 9日
¥5,830 3304/〒2019静岡6007

静岡 ▶ 名古屋
8:11発 9:07着

ひかり461号14号車 2番E席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

ご利用票 兼 領収書
SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company

宛名
RECEIVED FROM

良知駿一

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2021

クレジットカード番号
CARD NUMBER

金額計
TOTAL AMOUNT

¥4,420
(クレジットカード利用)

内容
DETAIL

きっぷのご購入代金

購入日
DATE OF PURCHASE

2019年7月9日

乗車日
DATE OF DEPARTURE

7月9日

列車名・券種
利用区間

こだま670号
名古屋
FROM

浜松
TO

¥4,420



EXご利用票 (座席のご案内)
Seat Information

19年 7月 9日
¥4,420 3304/21名古屋

名古屋 ▶ 浜松
16:59 17:48
こだま670号11号車11番E席

車内改札の際は、このご利用票を提示してください。
記載以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

決 裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和 1年 7月 10日</p> <p>会派名・議員氏名ふじのくに県民クラブ 良知駿一</p>						
目 的	新たな火力発電事業と洋上風力・省エネ研究の状況を視察する。					
年 月 日	令和1年7月9日					
場 所	JERA 碧南火力発電所・中部電力技術開発本部					
内 容	<p>1 行程</p> <p>静岡—(JR 東海道新幹線)—名古屋—(タクシー)—JERA 碧南火力発電所—(タクシー)—中部電力技術開発本部—(タクシー)—名古屋—(JR 東海道新幹線)—浜松</p> <p>2-1 対応者</p> <p>株式会社 JERA O&M 本部 碧南火力発電所 業務課長 片岡 政伸 氏</p> <p>株式会社 JERA O&M 本部 碧南火力発電所 業務課 課長代理 六平 元 氏</p> <p>株式会社 JERA O&M 本部 碧南火力発電所 業務課 スタッフ副長 林 慈人 氏</p> <p>3-1 聴取内容</p> <p>株式会社 JERA は東京電力フュエル&パワー株式会社 (50%)・中部電力 (50%)の出資で設立されている。JERA は国内 25 か所の火力発電所を運営しており、また海外でも発電所運営等の事業を進めている。</p>					

日本のエネルギー自給率は2017年度において9.5%である。エネルギー資源を他国に依存しなくてはならず、安定したエネルギー供給を図るために様々な資源で発電する必要がある（エネルギーミックス）。

JERAは碧南火力発電所等の火力発電所を運営しており、この碧南火力発電所は石炭火力としては国内最大410万kWの出力で愛知県の半分のエネルギーを賄うことができる。

火力発電はCO₂またNO_x, SO_x,などの廃棄物等のデメリットが存在するが、発電量の調整のしやすさや石炭であればコストが安い等のメリットも存在する。現在、太陽光発電が普及し昼間の発電量を大きく占めるようになったが夜間は発電できないため、ローコストで大規模な蓄電ができない現技術力においては発電量の調整がしやすいメリットは大きい。

石炭火力発電所は発電部分だけではなく石炭の貯蔵・廃棄物の処理も必要のため広大な敷地が必要となり、碧南火力発電所においては名古屋ドーム40個分の敷地を持つ。碧南火力発電所貯炭エリアの石炭は全部輸入したもの（オーストラリア・インドネシアで80%）であり、1ヶ月分を貯蔵可能である。この貯炭エリアの石炭は粉末状にされてコンベアーでボイラー建屋に送られて発電に使用される。この際に排出されるばい煙・ばい塵は技術開発により少なく抑えられている。燃焼された灰の86%はセメント等に再利用される。

4-1 県政への反映

今の社会は電気エネルギーなくしては成り立たず、今後の自動車EV化の流れからも電気エネルギーの重要性は高まる。

再生可能エネルギーによる発電は環境負荷が小さいとメリットの反面、安定供給という面でデメリットも抱えている。

電力の安定供給という面で現技術力においては未だ火力発電に頼らざるを得ない。火力発電における環境負荷の低減、または新技術による発電方式の開発を進めていかなければならない。

2-2 対応者

中部電力株式会社 技術開発本部 技術企画室長
戸塚 猛喜 氏

3-2 聴取内容

中部電力技術開発本部では原子力の安全性向上のための「原子力安全技術研究」・電力安定供給のための「電力技術研究」・顧客のエネルギー利用技術の「エネルギー

応用研究」等、また静岡大・静岡県立大・名古屋大・三重大等と産学連携での研究を行っている。

今回は中部電力技術開発本部の大型環境実験棟と波浪水理実験棟の視察に伺った。

大型環境実験棟では、低温～高温の任意の環境を作り出し、業務用空調機器のテストを行うことができる。自社の機器だけでなく他社製品のテストも代行している。ここでテストしている製品はヒートポンプ技術を活用しているものである。

ヒートポンプは熱媒を用いて低温部分から高温部分へ熱を移動させる技術である。

ヒートポンプは投入エネルギー以上の熱エネルギーを取り出すことが可能なところが省エネの観点で優れている。

ヒートポンプはエアコンや冷蔵庫等身近に使われており、様々なメーカーの研鑽によって省エネ化している。

波浪水理実験棟では、洋上をシミュレートでき、洋上風力発電の研究が行われている。

洋上風力発電とは、その名の通り洋上における風力発電である。陸上と比べ風的环境がよく、周囲への騒音等の影響が小さいメリットがあげられる。しかし設置については陸上よりもコストがかかり難度も高い。水深が浅い箇所においては海底に基礎を直接設置する「着床式」、深い箇所においては浮体を基礎として係留する「浮体式」という分類がなされており、設置に関しても研究がなされている。

波浪水理実験棟のプールの水深は3mであるが、風車や風速を縮小してシミュレートすることにより実物大の洋上風力発電の実験を行っている。

メリットが大きいことから、今後各地の海域で洋上風力発電が行われていくことになる。

4-2 県政への反映

4-1でも述べたが、今後さらに電気エネルギーの重要性は高まる。

再生可能エネルギーは不安定ではあるが様々な方式での発電により安定性を高めることができる。

静岡県は遠州灘等風力発電に適した海洋に面している。現在実動している洋上風力発電を調査し、付近の漁業関係者との調整や設置に向けた仕組み作りを行っているかなければならない。

*本概要書は、県外における調査研究活動のために政務活動費を支出した場合に提出する。

整理番号	31
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	スマートフォン通信料		
年 7/10 日	令和 1年 5月 1日~令和 1年 5月 31日	金額	600円

目的	政務活動を伴う通信費
使途	通信料 (5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<領収書貼付枠> 別添 料金明細書・クレジットカード明細書 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と按分	1,201円	1/2	600円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

料金明細

料金明細

2019年05月 ▼

2019年05月お支払い金額

¥ 1,201 (税込)

プラン	コミュニケーションフリープラン 3GB / データ SIM(SMS付き)	¥ 1,110
品目	ユニバーサルサービス料	¥ 2
その他	消費税	¥ 89

注意事項

- ・ご利用月の料金のご利用翌月の5日頃に決済します。
- ・音声通話料・SMS送信料はご利用翌月の下旬に確定し、ご利用翌々月に決済します。
- ・特に記載のある場合を除き、記載の金額は全て「税抜き」表示です。
- ・いつでも電話（携帯電話宛）、国際電話通話料（SMS送信料含）、国際ローミング通話料（SMS送信料含）は、消費税がかかりません。
- ・分割払い（24回）は「税込み」表示となり、消費税計算等を分けて行っているため「消費税」の対象には含まれていません。

①

2019/6/5	V4095	LINEモバイル	1 回 払 い	1,201	1,201				
----------	-------	----------	------------------	-------	-------	--	--	--	--

ショッピング請求確定分小計	394,988	394,988					
---------------	---------	---------	--	--	--	--	--

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
- ・今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
- ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
- ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日(毎月20日前後)から最終確定日(毎月25日前後)の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。

整理番号	32
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 003

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	フィーチャーフォン通信料		
年 月 日	令和 1年 5月 1日~令和 1年 5月 31日	金額	1,082 円

目的	政務活動を行うためのフィーチャーフォン（通話専用端末）通信料
使途	フィーチャーフォン通信料（5月分）
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 利用明細・クレジット明細 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用と按分	2,165 円	1/2	1,082 円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

日頃、ドコモのサービスをご利用いただきまして誠にありがとうございます。

内訳項目 金額 (円) BREAKDOWN BY CATEGORY (YEN)	内訳金額 (円) AMOUNT (YEN)	内訳等詳細 (DETAILS OF BREAKDOWN)	税区分 (TAX)
		ご利用期間 (5/1~5/31)	
◇基本使用料 (計)	1,200	カケホーダイライトプラン (ケータイ)	合 算
◇通話料・通信料 (計)	223	X1通話料	合 算
	3	X1・SMS通信料	5月ご利用分 合 算
◇パケット定額料等 (計)	300	X1ケータイバック定額料	通信料300円含む。 合 算
	297	X1パケット通信料	合 算
	297	(内訳) X1パケット (ケータイ/SP)	9,917KB (0.1GB)
	-297	ケータイバック無料通信適用額	合 算
◇その他ご利用料金等 (計)	300	spモード利用料	合 算
	-1,014	ドコモWiFi利用料 (spモード)	合 算
	-300	永年キャンペーン割引料 (ドコモWiFi)	合 算
	-1,296	月々サポート適用額	本回線は3回目の適用 (全24回) 内 税
	2	ユニバーサルサービス料/基本	1番号あたり2円のご請求となります 合 算
	-20	eピリング割引料	5月請求分 合 算
◇端末等代金分割支払金	1,296	端末等代金分割支払金	3回目のご請求です。(全24回) 非対象等
		ご請求は2021年3月請求迄で、分割支払金残額は	27,216円です。
◇消費税等相当額 (計)	160	消費税等相当額 (合計)	合算表示の料金合計×8%
◇合計	2,165	合計	
		<NTTドコモからのお知らせ>	
		○継続利用期間は、5月まで	18年5か月となりました。
		○カケホーダイ/ライトプランご契約期間は5月まで	4か月となりました。
		○ポイントのお知らせ	
		今月のご利用金額に対する獲得ポイントは、	0です。
		(ポイント進呈の対象になるご利用金額は、	805円です。)
		※その他の獲得ポイントはWEBをご確認ください。	
		○ステージのお知らせ	
		5月末のステージは、	プラチナステージです。
		※その他のステージ情報はWEBをご確認ください。	

ユニバーサルサービス料について
 ユニバーサルサービス料は、あまねく日本全国においてユニバーサルサービス (NTT東西の加入電話等) の提供を確保するためにご負担いただく料金です。
 なお、社団法人電気通信事業者協会から1番号当たりの費用 (番号単価) が公表されています。

2019年7月10日のご利用代金明細表

2019年6月25日 発行

お名前	良知 駿一 様
お支払い日	2019年7月10日 (水)
お支払い合計額	5,292円
カスタマー番号 (サービス名称/ 加入・切替日)	2010年12月2日

金融機関	
支店	
科目	
口座番号	

お客様の個人情報保護のため、口座番号の下3桁を表示していません

各種ご照会・お申込みには会員番号が必要となりますので、お手元にカードをご用意の上、お問い合わせください。

ご利用日	ご利用店名	ご利用金額	支払区分	今回回数	お支払い金額	(お支払い総額)		(内手数料)		備考
						現地通貨額	略称	換算レート	換算日	
良知 駿一 様 ご利用分 [REDACTED] (dカード)										
良知 駿一 様 ご利用分 [REDACTED] (dカード)										
#	19/05/31	ドコモご利用料金/iD 6月分				2,165	1	1	2,165	
<お支払い金額総合計>						5,292				

株式会社NTTドコモ
 東京都千代田区永田町2丁目 11番1号
 登録番号 関東財務局長(5) 第01421号

お問合せ先 お手元にカードをご用意の上、お手続きください。
 dカードセンター 0120-300-360 (午前10:00~午後8:00年中無休※)

※ ただし、午後6:00~午後8:00については、一部受付できない業務があります。
 クレジット紛失盗難 0120-159-360 (24時間年中無休)
 携帯電話に関するお問合せ 0120-800-000 (午前9:00~午後8:00年中無休)
 ホームページ <https://d-card.jp/>

整理番号	33
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

781 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費 (事務所費)・人件費		
内容	事務所電気代		
年 月 日	令和 1年 5月 1日~令和 1年 5月 16日	金額	397円

目的	政務活動を行う事務所の電気代
使途	電気代 (5月分)
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添 電気使用量通知・クレジット明細 参照 $1,094 \text{円} \times 16 \text{日 (5/1~5/16)} \div 22 \text{日 (使用日数)} = 795 \text{円}$ $\frac{5}{15} \sim \frac{5}{16}$ ※任期前4月分を除く。	

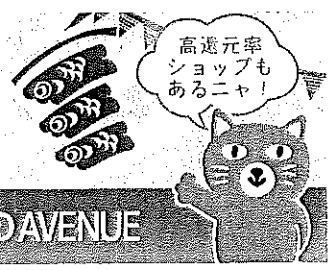
按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	795円	1/2	397円
		%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。



楽天グループ大特集

キャンペーン期間 2019年4月1日(月)~5月31日(金)



Rakuten Rakuten Travel Rakuten Card Rakuten BRAND AVENUE

カテエネサイト内の みんなの得トクひろば から Rakuten グループを利用してカテエネポイントを貯めよう!

みんなの得トクひろばを経由するだけでカテエネポイントがザクザク貯まる!

- カテエネIDとパスワードを入力してログイン
- 提携先のショップへアクセスしてお買い物!

ポイントがトリプルで貯まる!

- ★ ネットショップで貯まるポイント
- ★ クレジットカードで貯まるポイント
- ★ カテエネポイント

例えば還元率3.09%の場合
1万円のお買い物で
309ポイントGET!

貯まったポイントは
電気料金のお支払いや他のポイントに交換も可能!

詳しくはこちら

得トクひろば

検針日 5月17日	ご使用期間 4月25日 ~ 5月16日	ご使用日数 22日
記事 4月25日	ご契約の開始	

電気ご使用量	26 kWh
--------	--------

計器番号 128 第1計器		
当月指示数	1042.2	
前月指示数	1016.1	
差引	26.1	

ご請求予定額 (うち消費税等相当額)	1,094円 81円
[ご請求予定額内訳]	
基本料金	529円51銭
電力量料金 1段料金 (うち燃料費調整額 -48円88銭)	488円80銭
再エネ発電促進賦課金	76円

燃料費調整単価(税込) -1円88銭/kWh
再エネ発電促進賦課金単価(税込) 2円95銭/kWh

翌月(6月分)のご案内	検針日 6月14日
	ご使用期間 5月17日 ~ 6月13日
	燃料費調整単価(税込) -2円08銭/kWh

お客さま番号	日程	供給地点特定番号
[Redacted]	11	0402558580240510000000
契約種別	契約容量	力率
ポイントプラン	30A	

- 「供給地点特定番号」は、当社のお客さま番号とは別に、お客さまの供給地点を特定するために付与される全国共通の番号です。お客さまが電気・ガスを購入する事業者を変更される場合に必要になります。
- 電気の託送料金相当額(送配電ネットワークの利用料金相当分)は、下記の計算により算出できます。
1か月の電気ご使用量()kWh × 中部電力管内における低圧託送料金平均単価9.73円 = 託送料金相当額(税込)
- ※参考値であり、ご請求額の内訳ではございません。
- ※法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.08円/kWh)を含みます。
- ガス託送料金相当額(導管ネットワークの利用料金相当分)の詳しい内容は、当社ホームページをご確認ください。
詳しくは中部電力HPへ <http://www.chuden.co.jp/>

※本状により集金することはありません。

ショッピング請求確定分小計	394,988	394,988				
---------------	---------	---------	--	--	--	--

※リボ払いご利用分のご請求額については、利用内容「ショッピングリボ」の明細行に含まれております。

■ 表示内容について

- ・本サービスは、カードのご利用内容とご請求内容を表示しております。
 - ・今回ご請求合計額に「-」(マイナス)の表示がある場合は、当該金額をカード代金支払口座へお振込み、または別のご利用代金に充当させていただきます。
 - ・前回のお支払いに遅延がある場合には、ご請求の確定が遅れる場合がございます。
 - ・ご利用分の一部または全額を繰上返済いただいた内容は、ショッピングリボ払い・分割払いまたはキャッシングご利用分の場合を除き、ご利用明細欄には表示されません。
- また、ショッピングリボ払いご利用分の場合でも、ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日(毎月20日前後)から最終確定日(毎月25日前後)の間に、繰上返済いただいた内容は表示されません。
- ・ご利用代金明細照会「確定」画面の明細作成日以降にご利用・ご返済があった場合、ご利用明細欄の表示内容は変更されません。

整理番号	34
------	----

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書(各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	人工知能学会会費		
年月日	令和1年7月12日~令和 年 月 日	金額	11,166円

会の趣旨・目的	人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学術集会, 学術講演会, 講習会等の開催 2. 学会誌, 論文誌その他の刊行物の発行 3. 研究の奨励及び研究業績の表彰 4. 研究及び調査 5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力 6. その他, この法人の目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	近年、様々な分野において人工知能(AI)が活用されつつある。人口減少社会ではさらなる人工知能の活用が必要であり、県政においても得られた知見を生かしたい。
<領収書貼付枠> 別添 払込証・入会案内 参照 入会金：2000円 2019年度正会員費：10,000円×11ヵ月÷12ヵ月=9,166円 (任期前の4月を除く) 合計：11,166円	
※ 添付書類：(団体の会則)・事業概要・その他 ()	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,166円	100%	11,166円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

振替払込請求書兼受領証

記載事項を訂正した場合は、その箇所に訂正印を押してください。

口座記号番号	0 0 9 6 0 7
	2 7 4 5 9 8
加入者名	人工知能学会会員管理 係
金額	千 百 十 万 千 百 十 円
	1 2 0 0 0
ご依頼人	おなまえ 良知 駿一 様
料金	(消費税込み) 日 附 印
	200 円 01-07-12 細江湖東 簡易郵便局 (23717) N94140031
備考	

この受領証は、大切に保管してください。

Home » 人工知能学会について » 学会概要 » 一般社団法人 人工知能学会 定款

一般社団法人 人工知能学会 定款


一般社団法人 人工知能学会 設立趣意書

1990年6月29日

頭脳の働きに代わる機械が欲しいという人類の夢は、大量の数値データに対して複雑な計算を高速に行うという面では、電子計算機により実現された。現在の情報処理技術はこの意味においては、人間の能力をはるかに越えたものといえるが、一方、思考という本質的な面では、全くといっていいほど無力である。人工知能は大量の知識データに対して、高度な推論を的確に行うことを目指したものである。

それには人間の思考をモデル化し、これに適した新しい仕組みの計算機ハードウェアとソフトウェアを実現しなければならない。即ち、現在の計算機のように複雑なプログラムを人間が書き、それを逐次計算するのではなくて、人間が問題を自然語で与えるだけで、そのモデル化や解探索を一挙に行うことのできる仕組みを目指している。このため、単に計算機科学、数学、電子工学といった学問分野だけではなく、哲学、論理学、言語学、認知科学、生理学、生物学といった広範な学問分野との深い交流が不可欠である。人工知能は諸学問に共通な発見、創造、計画、設計、開発、評価、認識、理解、解析、分析、決定といった知的活動の基本を担うものであり、最近独自の学問分野として広く重視されるに到っている。

人工知能の応用としては、知識の活用を中心とする知識工学が提唱され、その適用の1つとして専門家の経験的、技術的知識を電子計算機に移植し、活用しようとするエキスパートシステムが計画、設計、診断、監視、制御など、産業、金融界に広く普及しつつある。例えば、計算機システムの機器構成決定、新材料設計、生産プラントの故障診断や制御、金融資産の運用、企業経営診断、医療診断などがある。さらに、自然言語、画像、図形などの認識や理解、また、学習といった分野へとその対象はますます広がりを見せている。例えば、機械翻訳、指紋印鑑照合、設備最適運転条件設定などをあげることができる。

人工知能が本格的に発展した折には、あらゆる機械が知能を持つという、全く新たな社会をもたらすものと思われる。すでに、学会や産業界に属する人工知能研究者の幅は広く、層が厚くなってきたため、その組織化の必要性が強く認識されている。また、この学問が情報処理工学、通信工学、システム制御工学、精密工学などとも関連して、本質的に学際的であることにかんがみ、同じ研究分野を分けもつ諸学会、諸団体の合同研究活動を促進するための中心的役割を果たすものとして、人工知能に関する新組織を構成する要望が強く打ち出されている。 

当人工知能学会は、1986年7月設立以来、すでに4年の歳月を経過した。発足当初は、人工知能の新しい境界領域の学術であったこともあって、会の運営上多くの課題もあったが、学会誌の定期刊行、研究発表のための大会、各種の研究会ならびに内外の学識者によるセミナーの開催、人工知能に関する国際間の交流等の活動を通じて、国内的にも国際的にも相当高い評価を受けている。学会自体の構成も大きくなって、会員数4,000名を数えるにいたった。当学会の活動が活発化するに及んで、国内において他の団体との関係も密接となり、国際的な連携も多く、30カ国以上の加盟する国際合同人工知能会議の主要メンバーとして活躍しているほか、数々の国際会議の協賛団体として国際的にも知名度が上がっている。

本年11月には、わが国でも当学会の主催する国際会議を開催する運びになった。このような時にあたり、今後の飛躍的な発展を期するために、当学会の在り方を検討してきたが、先ず当学会を法人格をもつ団体、即ち社団法人に改組し、人工知能に関する理論と応用の研究開発により一層の貢献をしようとするものである。

一般社団法人人工知能学会定款

2012年6月14日 制定

2018年6月27日 改訂

◆第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人人工知能学会(英文名を The Japanese Society for Artificial Intelligence (英文略称「JSAI」))と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

◆第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、人工知能に関する研究の進展と知識の普及を図り、もって学術・技術ならびに産業・社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 学術集会、学術講演会、講習会等の開催
2. 学会誌、論文誌その他の刊行物の発行
3. 研究の奨励及び研究業績の表彰
4. 研究及び調査
5. 国内外の関係学術団体との連絡及び協力
6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

◆第3章 会員及び社員

(法人の構成員)



第5条 この法人に、次の会員を置く。



1. 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人

2. 学生会員 学生であつて、この法人の目的に賛同して入会した個人

3. 賛助会員 この法人の事業を援助する個人または団体

4. 特殊購読会員 この法人の目的に賛同し、この法人の発行する会誌を広く閲覧するために定期購読する図書館等の団体

5. 名誉会員 この法人に特に功勞のあつた者で社員総会の議決を持って推薦された者

2 この法人の社員は、正会員から選出される代議員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とし、選出する際の定数は概ね正会員数を25で除した商とし120人を上限とする。

3 代議員を選出するため、正会員による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。

4 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。正会員は、前項の代議員選挙に立候補することができる。

5 第3項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会は、代議員を選出することはできない。

6 第3項の代議員選挙は、2年に1度、3月に実施することとし、代議員の任期は、選任の2年後に実施される代議員選挙終了のときまでとする。ただし、代議員が社員総会決議取り消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴え及び役員解任の訴えを提起している場合（責任追及の訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない。ただし、当該代議員は、役員選任及び解任並びに定款変更についての議決権を有しないこととする。

7 代議員が欠けた場合又は代議員の員数を欠くこととなるときに備えて補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。

8 補欠の代議員を選挙する場合には、次に掲げる事項も併せて決定しなければならない。

1. 当該候補者が補欠の代議員である旨

2. 当該候補者を1人又は2人以上の特定の代議員の補欠の代議員として選任するときは、その旨及び特定の代議員の氏名

3. 同一の代議員（2以上の代議員の補欠として選任した場合にあっては、当該2以上の代議員）につき2人以上の補欠の代議員を選任するときは、当該補欠の代議員相互間の優先順位

9 第7項の補欠の代議員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会終結の時までとする。

10 正会員は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。

1. 法人法第14条第2項の権利（定款の閲覧等）

2. 法人法第32条第2項の権利（社員名簿の閲覧等）

3. 法人法第57条第4項の権利（総会の議事録の閲覧等）

4. 法人法第50条第6項の権利（社員の代理権証明書等の閲覧等）

5. 法人法第51条第4項及び52条第5項の権利（議決権講師書面の閲覧等）

6. 法人法第129条第2項の権利（計算書類等の閲覧等）



7. 法人法第229条第2項の権利 (計算法人の貸借対照表等の閲覧等)

1571 人工知能学会
第6条第3項, 第250条第3項及び第256条第3項の権利 (合併契約等の閲覧等)

11 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申し込みをし、その承認を受けなければならない。

2 社員総会で名誉会員に推薦された者は、前項の入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、入会の時及び毎年、社員総会が別に定める入会金及び会費を支払わなければならない。

2 賛助会員及び特殊購読会員は、入会金を納めることを要しない。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会において、当該会員を除名することができる。

1. この定款その他の規則に違反したとき。
2. この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
3. その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

1. 会費を2年以上滞納したとき。
2. 総社員の同意があったとき。
3. 当該会員が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
4. 当該会員が成年被後見人又は被保佐人になったとき。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費及びその他の拠出金は、これを返還しない。

◆第4章 社員総会

(構成)



第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。



第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

1. 会員の除名
2. 理事及び監事の選任又は解任
3. 理事及び監事の報酬等の額又はその規程
4. 貸借対照表及び正味財産計算書の承認
5. 定款の変更
6. 解散及び残余財産の処分
7. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として、必要がある場合に開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、会長に対し、社員総会の目的である事項並びに招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数)

第18条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の過半数が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

1. 会員の除名
2. 監事の解任
3. 定款の変更
4. 解散及び残余財産の処分
5. その他法令又はこの定款で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。^

(議決権の代理及び書面議決)

第20条 社員総会に出席できない社員は、他の社員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該社員は、代理権を証明する書面をあらかじめ提出しなければならない。

2 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、社員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。

3 第1項及び第2項の場合における第18条(定足数)及び第19条(決議)の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第21条 理事又は社員が、社員総会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなすとする。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長、及び出席した理事の中より2名以上の署名人を指定し、前項の議事録に記名押印する。

◆第5章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に次の役員を置く。

1. 理事 15名以上31名以内
2. 監事 1名以上2名以内

2 理事のうち1名を会長、2名以内を副会長とする。

3 前項の会長と副会長をもって法人法上の代表理事とし、これ以外の理事を同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

3 理事及びその親族等である理事の合計数が理事の総数の3分の1以下とする。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 副会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、3カ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結、又は選任後1年以内に終了する事業年度の最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員の報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、社員総会において定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

◆第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 理事会の議長は、必要と認める場合は、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

1. 本会の業務執行の決定
2. 理事の職務の執行の監督
3. 会長及び副会長の選定及び解職

(招集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該事項について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときを除く。

3 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合において

は、その事項を理事会に報告することを要しない。

150 人工知能学会
前項の規定は、第25条第4項（3カ月に1回以上の職務執行状況の報告）の規定による報告には適用しない（役員~~の~~の理事会に対する報告の省略）。

（議事録）

第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長、副会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

◆第7章 資産及び会計

（事業年度）

第36条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び収支予算）

第37条 この法人の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

（事業報告及び決算）

第38条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

1. 事業報告
2. 事業報告の付属明細書
3. 貸借対照表
4. 正味財産増減計算書
5. 貸借対照表及び正味財産増減計算書の付属明細書
6. 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

1. 監査報告
2. 理事及び監事の名簿

◆第8章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第39条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

（解散）

第40条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（剰余金の処分制限）

第41条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

△

(残余財産の処分)

第42条 この法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

◆第9章 委員会及び事務局

(委員会)

第43条 この法人の事業を円滑に運営するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

- 2 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 3 委員会は、法令及びこの定款により、社員総会並びに理事会に付与された職務権限（業務執行の決定ほか）を制約する運営を行うことはできない。

(事務局)

第44条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

◆第10章 公告の方法

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

◆第11章 補 則

(委任)

第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

◆附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
2. この法人の最初の会長は山口高平、副会長は島津秀雄と松原仁とする。
3. 整備法第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始の日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条と同じ方法で予め行う代議員選挙において最初の代議員として選出された者とする。
5. 第5条第2項で定める代議員の定数は2019年4月1日に就任する代議員から適用するものとし、2019年3月31日までを任期とする代議員に関しては選出する際の定数を概ね正会員数を25で除した商とする。

「これは、当法人の定款である。」



東京都新宿区津久戸町4-2 QSビル

JSPI 人工知能学会

The Japanese Society for Artificial Intelligence
名称：一般社団法人人工知能学会

代表理事：会長 浦本 直彦

人工知能学会について 利用上の注意 プライバシーポリシー 特定商取引法に基づく表記 問い合わせ一覧

検索



・ All Rights Reserved. Copyright 2017 The Japanese Society for Artificial Intelligence ・



整理番号	35
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書

7 7 4 - 0 0 3

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	県庁にて調査		
年 月 日	令和 1 年 7 月 19 日～令和 年 月 日	金 額	5,640 円

目的 (該当項目に丸印)	(部局事業ヒアリング)・(地元要望活動)・(会派内調整打合せ)・(政務活動資料の整理)
使 途 (該当項目に丸印)	(交通費)・(宿泊費)・(駐車料)
政務活動・ 県政との 関連性 (該当項目に丸印)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 議会・委員会等質問のため、関係部局の事業・主要施策等を確認する。 ◎ 地元要望に関連する部局の事業内容や取組方針・進捗状況などを確認する。 ・ 確認した事業の内容や進捗状況を元に、議会・委員会等の質問に反映する。 ・ 議案の審議に必要な情報として、県施策の状況を確認する。 ◎ 会派内で県施策等に関する検討を行い、意見の調整・集約を行う。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書・支払証明書 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである。	5,640 円	/	5,640 円
		100 %	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

ご利用票 兼 領収書

SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company

宛名
RECEIVED FROM

良知駿一

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2022

クレジットカード番号
CARD NUMBER

金額計
TOTAL AMOUNT

¥2,290
(クレジットカード利用)

内容
DETAIL

きっぷのご購入代金

購入日
DATE OF PURCHASE

2019年7月18日

乗車日
DATE OF DEPARTURE

7月19日

列車名・券種
利用区間

E X自由席
浜松
FROM

静岡
TO

¥2,290



ご利用票 兼 領収書

SALES SLIP AND RECEIPT

下記、正に領収致しました。

This is certify that Central Japan Railway Company has received the following.

東海旅客鉄道株式会社
Central Japan Railway Company

宛名
RECEIVED FROM

良知駿一

様

お預かり番号
RESERVATION NUMBER 2023

クレジットカード番号
CARD NUMBER

金額計
TOTAL AMOUNT

¥2,290
(クレジットカード利用)

内容
DETAIL

きっぷのご購入代金

購入日
DATE OF PURCHASE

2019年7月19日

乗車日
DATE OF DEPARTURE

7月19日

列車名・券種
利用区間

EX自由席
静岡
FROM

浜松
TO

¥2,290



EXご利用票 (座席のご案内)
Seat information

19年 7月19日
¥2,290 3305/72023 静岡6005

静岡 ▶ 浜松
自由席

車内改札の際は、このご利用票を呈示してください。
記帳以外の座席をご利用の場合は、入場時に使用されたICカード等を確認させていただきます。

このご利用票はきっぷではありません
ご利用票では改札口は通れません

整理番号 37

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチキー 支出証拠書 (各種団体会費)

774 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	電子情報通信学会会費		
年月日	令和1年7月22日~令和 年 月 日	金額	11,916 円

会の趣旨・目的	電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術 および関連事業の振興に寄与することを目的とする。
会の活動内容等	イ. 機関誌の発行 ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催 ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究 ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定 ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰 ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業 ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行 チ. その他目的を達成するために必要な事業
政務活動・県政との関連性	技術を伴った施策を提言するには常に最新の情報を知っておく必要がある。情報システムの幅広い知見を仕入れるに当たり、当学会への入会は有効であると考え。

《領収書貼付枠》

別添 領収書・規則 参照

2019年度基本年会費：13,000円×11ヵ月÷12ヵ月=11,916円

(任期前月分除く)

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 ()

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,916 円	100 %	11,916 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。


領 収 書

No. 2019-91914664

日付 2019/07/22

静岡県議会
良知 駿一 様

(正員: ██████████)

一般社団法人 電子情報通信学会
事務局長 白石 

105-0011 東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館

TEL: 03-3433-6691 FAX: 03-3433-6659

下記の通り、領収致しました。

合 計 13,000円

品 名	課税区分	数量	単 価	消費税	金 額	備 考
基本年会費 (2019年度) (良知 駿一 様分)	不課税	1	13,000	0	13,000	

合 計 13,000

備考:

1. 金額抹消訂正は無効
2. 社印あるいは代表者印なきものは無効

一般社団法人 電子情報通信学会定款

(平成 23 年 5 月 28 日第 85 回通常総会議決)

(平成 24 年 10 月 18 日臨時社員総会変更)

(平成 28 年 6 月 2 日定時社員総会変更)

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人電子情報通信学会（以下、「本会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

第 2 章 目的および事業

(目的)

第 3 条 本会は、電子工学および情報通信に関する学問、技術の調査、研究および知識の交換を行い、もって学問、技術および関連事業の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- イ. 機関誌の発行
 - ロ. 電子工学および情報通信に関する講演会、討論会、講習会および見学会等の開催
 - ハ. 電子工学および情報通信に関する学術の調査研究
 - ニ. 電子工学および情報通信に関する規格および標準の制定
 - ホ. 電子工学および情報通信または関連事業に関し功績ある者の表彰
 - ヘ. 電子工学および情報通信に関する学問、技術の奨励および普及事業
 - ト. 電子工学および情報通信に関する専門図書および雑誌の刊行
 - チ. その他目的を達成するために必要な事業
2. 前項の事業は、本邦および海外において行うものとする。

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 本会に次の会員を置く。

- イ. 名誉員 電子工学および情報通信に関する学問、技術または関連事業に関し特別の功績があり理事会の決議を経て推薦された者
- ロ. 正 員 電子工学および情報通信に関する専門の学識を有し、またはその技術に相当の経験を有する個人で、本会の目的に賛同する者
- ハ. 学生会員 電子工学および情報通信に関係ある課程を置く学校で、この課程を履修する在学生会員で、本会の目的に賛同する者。ただし、大学院の在学生会員は正員もしくは学生会員となることができる。
- ニ. 特殊員 本会の目的に賛同し、個人以外の名義で入会する者
- ホ. 維持員 本会の行う事業を援助するため入会する個人または団体で、理事会の決議を経て推薦された者

(代議員制)

2. 本会の社員は、概ね正員および正員であった名誉員（以下、「正員等」という。）総数の 300 分の 1 の割合をもって選出される代議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。（端数の取扱いについては、理事会で定める。）
3. 代議員を選出するため、正員等による代議員選挙を行う。代議員選挙を行うために必要な細則は理事会において定める。
4. 代議員は、正員等の中から選ばれることを要する。正員等は、前項の代議員選挙に立候補することができる。
5. 第 3 項の代議員選挙において、正員等は他の正員等と等しく代議員を選挙する権利を有する。理事又は理事会が代議員を選出することはできない。
6. 第 3 項の代議員選挙は、毎年 3 月までに実施することとし、代議員の任期は、4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。ただし、代議員が社員総会決議取消しの訴え、解散の訴え、責任追及の訴えおよび役員解任の訴え（法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条、第 284 条）を提起している場合（法人法第 278 条第 1 項に規定する訴えの提起の請求をしている場合を含む。）には、当該訴訟が終結するまでの間、当該代議員は社員たる地位を失わない（当該代議員は、役員解任の訴え（法人法第 63 条および第 70 条）並びに定款変更（法人法第 146 条）についての議決権を有しないこととする）。
7. 代議員に欠員が生じた場合には、速やかに、補欠の代議員を選挙することができる。補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。
8. 正員等は、法人法に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に本会に対して行使することができる。
 - イ. 法人法第 14 条第 2 項（定款の閲覧等）の権利
 - ロ. 法人法第 32 条第 2 項（社員名簿の閲覧等）の権利
 - ハ. 法人法第 57 条第 4 項（社員総会の議事録の閲覧等）の権利
 - ニ. 法人法第 50 条第 6 項（社員の代理権証明書等の閲覧等）の権利
 - ホ. 法人法第 51 条第 4 項および 52 条第 5 項（議決権行使書面の閲覧等）の権利
 - ヘ. 法人法第 129 条第 3 項（計算書類等の閲覧等）の権利
 - ト. 法人法第 229 条第 2 項（清算法人の貸借対照表等の閲覧等）の権利
 - チ. 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項および第 256 条第 3 項（合併契約等の閲覧等）の権利
9. 理事および監事は、その任務を怠ったときは、本会に対し、これによって生じた責任を賠償する責任を負い、法人法第 112 条の規定にかかわらず、この責任は、すべての正員等の同意がなければ、免除することができない。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

2. 理事会において名誉員に推薦されたものは、前項の申し込みを要せず、本人の承諾をもって会員とする。

第7条 会員は、所定の機関誌の配布を受けることができる。

(経費の負担)

第8条 会員は、本会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時および毎年、規則で定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届けを提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合において、当該会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、かつ、社員総会において弁明する機会を与えなければならない。

- イ. この定款その他規則に違反したとき
ロ. 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
ハ. その他除名すべき正当な事由があるとき
2. 前項により除名が決議されたときは、当該会員に通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第11条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- イ. 第8条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
ロ. 全ての会員が同意したとき
ハ. 当該会員が死亡し、または会員である団体が解散したとき
ニ. 成年被後見人または被保佐人になったとき
2. 代議員たる会員が、前項および第9条、第10条の各項により、会員たる資格を喪失したときは、代議員たる地位を喪失する。

第12条 会員は、退会しまたは除名された場合、あるいは前条により会員資格を喪失した場合、既納の金銭物件の返還を要求することはできない。

第4章 社員総会

(構成)

第13条 社員総会は、すべての代議員をもって構成する。

(権限)

第14条 社員総会は、次の事項について決議する。

- イ. 会員の除名
ロ. 理事および監事の選任又は解任
ハ. 理事および監事の報酬等の額またはその規程
ニ. 貸借対照表および損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
ホ. 定款の変更
ヘ. 解散および残余財産の処分
ト. その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第15条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2. 総代議員の議決権の10分の1以上の議決権を有する代議員は、会長に対し、社員総会の目的である事項および招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 社員総会の議長は、会長がこれに当る。

(議決権)

第18条 社員総会における議決権は、代議員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、総代議員の議決数の過半数を有する代議員が出席し、出席した当該代議員の議決権の過半数をもって行う。

2. 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総代議員の半数以上であって、総代議員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- イ. 会員の除名
ロ. 監事の解任
ハ. 定款の変更
ニ. 解散
ホ. その他法令で定められた事項

3. 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第22条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議決権の代理行使・書面決議)

第20条 社員総会に出席できない代議員は、他の代議員を代理人として社員総会の議決権を行使することができる。この場合において、当該代議員は社員総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

2. 社員総会の決議について、書面により議決権を行使することができるとしたときは、代議員は、議決権行使書面を所定の方法により提出しなければならない。
3. 第1項および第2項の場合における第19条（決議）の規定の適用については、その代議員は出席したものとする。

(議事録)

第21条 社員総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2. 議長および議長が指名する出席者2名以上が前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設置)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- イ. 理事 20名以上30名以内
ロ. 監事 2名以内

2. 理事のうち1名を会長、1名を次期会長、4名以内を副会長とする。
3. 前項の会長および次期会長をもって法人法上の代表理事とする。
4. 会長および次期会長以外の理事を法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第23条 理事および監事は、社員総会の決議によって選任する。
2. 会長、次期会長および業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
 3. 本会の理事のうちには、理事のいずれか1人およびその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。
 4. 本会の監事には、本会の理事(親族その他特殊の関係がある者を含む)および本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務および権限)

- 第24条 理事は、理事会を構成し、法令およびこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
2. 会長および次期会長は、法令およびこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、本会の業務を分担執行する。
 3. 会長、次期会長および業務執行理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務および権限)

- 第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
2. 監事は、いつでも、理事および使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務および財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第26条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
2. 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
 3. 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 4. 理事又は監事は、第22条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第27条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

- 第28条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める総額の範囲内で、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(競業利益相反取引の制限)

- 第29条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引についての重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- イ. 自己または第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
 - ロ. 自己または第三者のためにする本会との取引
 - ハ. 本会が理事の債務を保証すること
- 二. その他理事以外の者との間における本会とその理事との利益が相反する取引
2. 理事会の承認を得て前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない

(役員の本会に対する損害賠償責任の一部免除)

- 第30条 第5条第9項の規定にかかわらず、本会は、役員がその任務を怠ったことによる損害の賠償責任について、善意でかつ重大な過失がない場合においては、理事会の決議により、賠償責任額から法人法に定める最低責任限度額を控除して得た額を上限として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

- 第31条 本会に理事会を置く。
2. 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(職務と権限)

- 第32条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- イ. 本会の業務執行の決定
 - ロ. 理事の職務の執行の監督
 - ハ. 会長、次期会長および他の業務執行理事の選定および解職
 - ニ. 規則の制定、変更および廃止
 - ホ. 社員総会の日時および場所ならびに目的である事項の決定

(招集)

- 第33条 理事会は、会長が招集し、議長は会長とする。
2. 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、次期会長が理事会を招集し、議長を務める。
 3. 会長あるいは前項次期会長(招集権者)以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。
 4. 前項による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の開催日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

(決議)

- 第34条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
2. 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事がその提案について異議を述べたときを除く。)は、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第35条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
2. 出席した会長、次期会長および監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産および会計

(事業年度)

- 第36条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画および収支予算)

- 第37条 本会の事業計画書および収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2. 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告および決算)

- 第38条 本会の事業報告および決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- イ. 事業報告
 - ロ. 事業報告の附属明細書
 - ハ. 貸借対照表
 - ニ. 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - ホ. 貸借対照表および損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
2. 前項の承認を受けた書類のうち、イ号、ハ号、ニ号の各書類については、定時社員総会に提出し、イ号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
3. 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- イ. 監査報告

(剰余金の処分制限)

- 第39条 本会は、剰余金の分配を行うことはできない。

第8章 定款の変更および解散

(定款の変更)

- 第40条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

- 第41条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

- 第42条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会等

- 第43条 本会の事業を推進するために必要あるときは、理事会の決議により、委員会、必要な地域に支部、必要な活動分野毎にソサイエティ(以下、委員会等という)を置くことができる。

2. 委員会等の委員は、会員および学識経験者のうちから、理事会が選任する。
3. 委員会等の任務、構成、運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第10章 事務局

- 第44条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。
2. 事務局には、事務局長および所要の職員を置く。
3. 事務局長および重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
4. 事務局の組織および運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

- 第45条 本会の公告は、電子公告により行う。
2. 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第12章 補則

(委任)

- 第46条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人設立の登記の日から施行する。
2. 本会の設立当初の役員は、第23条および第26条の規定にかかわらず、次の通りとする。

会 長：安田 浩

業務執行理事：吉田 進、中嶋信生、北山研一、喜連川優、間瀬憲一、江村克己、西原明法、太田直久、小林岳彦、今井 浩、齋藤 洋、澤田 寛、本島邦明、荒川 薫、佐々木繁、酒井善則、持田侑宏、三木哲也、貴家仁志、山本博資、萩本和男、田中良明、小山二三夫、荒木純道、石田 亨、萩田紀博

監 事：村上篤道、木戸出正継

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条1項において読み替えて準用する同法第106条1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第36条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
4. この定款の施行後最初の代議員は、第5条第2項から第7項と同等の方法で予め行われる代議員選挙において最初の代議員予定者として選出された者とする。

附 則

1. 本定款の変更は、臨時社員総会(平成24年10月18日)の終結後、施行する。

附 則

1. 平成28年6月2日定時社員総会における本定款の変更は、同定時社員総会の終結後、施行する。

一般社団法人 電子情報通信学会規則

(平成23年5月28日第85回通常総会議決)

(平成24年2月20日理事会一部改正)

(平成24年4月16日理事会一部改正)

(平成24年7月23日理事会一部改正)

(平成27年2月16日理事会一部改正)

(平成28年5月17日改正)

(2018年5月21日改正)

第1章 会員、称号及び入会

第1条 会員の種別、呼称及び資格は定款第5条による。

他は本規則による。

第2条 大学卒業以上、またはそれに準ずる学識または技術の経験を有すると認められる会員は正員とする。

2. 学生員であった者が、当該学校を卒業または修了したとき、これを正員とする。

3. 正員として入会する者は、名誉員又は正員1名の推薦を要する。ただし、推薦者が身近にいない場合には、担当理事等が、提出された本会入会希望理由、研究分野及び略歴などの情報を参考に審査を行い、適切と判断した場合には入会申請を受け付ける。

4. 学問・技術または関連する事業に関して継続的な貢献が認められ、本会への貢献が大きい正員に対し、事会の承認を得て会長がシニア会員の称号の証を贈呈する。シニア会員の推薦基準及び手続きは別途これを定める。

5. 学問・技術または関連する事業に関して顕著な貢献が認められ、本会への貢献が大きいシニア会員に対し、理事会の承認を得て会長がフェローの称号の証を贈呈する。フェローの推薦基準及び手続きは別途これを定める。

6. 名誉員は別に定める基準により、理事会の決議を経て会長が推薦し、次期の社員総会または適当な機会において推薦状を贈呈する。

第3条 文部科学省あるいは都道府県など所轄庁認可の大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、及びこれらに準ずる学校に在学する会員は学生員とする。

2. 前項に掲げる各学校及び大学院に在籍する正員は、本人の申し出により学生員となることができる。ただし、いわゆる勤労学生以外で、企業、団体、学校、その他組織・機関等に所属し給与等の報酬を得ている者(社人学生)は、学生員にはなれないものとする。

3. 学生員として入会する者は、学生の身分を証明する書面の写しと、名誉員あるいは正員1名の推薦を要する。ただし、名誉員あるいは正員の推薦が困難なときは、所属する学校の教員1名の推薦によることができる。

4. 第2条第2項によらず、学生員が当該学校を卒業又は修了後も、引き続き第1項に掲げる各学校あるいは大学院に在籍する場合は、学生の身分が継続することを証明する書面を添えて申し出ることにより、学生員を継続することができる。

第4条 (削除)

第2章 入会金及び会費等

第5条 入会する者は、当該会員資格の初年度年会費等、及び入会金(基本年会費の20%に相当する額)を納め

なければならない。入会は毎月1日付とする。ただし、次の場合は入会金を免除できる。

イ. 学生員として入会する者

ロ. 理事会が認めた他学会の会員である者

ハ. 特別な事情があると理事会が認めた者

2. 購読会員、維持員の入会金はこれを要しない。

3. 年会費等には、基本年会費、第7条に規定するソサイエティ追加登録費及びグループ追加登録費、並びに別途規定する本会刊行物オンライン版の購読オプション料等が含まれる。これらは、入会時期、追加登録時期、あるいは購読オプション開始時期等によらず、一律とする。

4. 年会費等に対する各種割引制度は、個別に理事会で認めた場合を除いて、基本年会費のみに適用するものとし、会員にとって最も有利な割引1つだけを適用する。

第6条 年会費等と配布機関誌は次のとおりとする。

イ. 正員

正員としての基本年会費は13,000円とする。正員には会誌(冊子体及びオンライン版)が配布され、また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌(オンライン版)が配布される。ただし、学生員が卒業等で学生員から正員に移行する場合に、基本年会費を卒業等の後2年間に限り半額に割り引く(博士課程修了の者は除く)。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する正員が、会誌(冊子体)の配布を希望しない場合の基本年会費は7,000円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する正員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ロ. 学生員

学生員としての基本年会費は4,500円とする。学生員には会誌(オンライン版)が配布され、希望する場合は会誌(冊子体)も配布される。また希望する一つのソサイエティに登録され、その論文誌(オンライン版)が配布される。

なお、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員が、会誌(冊子体)の配布を希望しない場合の基本年会費は2,000円とすることができる。また、外国籍を有しかつ海外に在住する学生員の基本年会費について、シスターソサイエティ協定等に基づく割引をすることができる。

ハ. 購読会員

基本年会費を20,000円とし、希望する者に会誌(冊子体)が配布される。また、会誌、論文誌、その他本会刊行物のオンライン版の少なくとも1つ以上を、別途定めるオプション料金で購読するものとする。

- 二、維持員
1口45,000円とし、所定の機関誌が配布される。
- ホ、外国籍を有する正員、学生員に対してその居住する国または地域によって、基本年会費を50%減額する支援を与えることができる。対象国、地域等の設定については別途定める。
- ハ、名誉員、正員、及び学生員は、会誌及び論文誌以外で、本会が提供する本会発行物のオンライン版を、別途定めるオプション料金を購読できるものとする。
- 第7条 名誉員、正員、及び学生員は、いずれかのソサイエティに属さなければならない。また、希望により他のソサイエティに追加登録することができる。

イ、正員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は3,500円とする。

ロ、学生員

ソサイエティあたりの追加登録費（年会費）は2,000円とする。

2. グループに参加するものは、グループの定める追加登録費（年会費）を納めるものとする。
3. 年度途中では、ソサイエティの追加登録あるいはグループへの登録のみが可能であり、これらの登録削除やソサイエティの登録入替は出来ないものとする。
- 第8条 名誉員及び退任した会長は、会費を要しない。

2. 当該年度において年齢が満70歳以上の者で、継続しての在籍年数と年齢の和が110に達し、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度からの基本年会費を免除する。なお、該当する会員を終身会員と称し、その証として正員（終身）等と記した会員証を贈呈する。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。なお、会誌（冊子体）は、希望する終身会員に対して有償（年額3,000円）で配布することとする。
3. 当該年度において年齢が満65歳以上で、かつ継続しての在籍年数が20年以上の者が年金以外に収入がなく、本人が11月末日までに申請した場合は、理事会の承認を得て翌年度から3,000円の基本年会費の減額を認めることができるものとする。ただし、申請時に当年度基本年会費の未納があってはならない。
4. 災害罹災を含め、その他特別の事情がある場合は、理事会の承認に基づき年会費等の減額あるいは免除をすることができる。

第9条 維持員を除く会員が納める年会費等は年額の前納を原則とし、複数年分を一括納入することもできる。

2. 同一組織等に所属する5人以上の名誉員、正員及び学生員が、あらかじめ責任者を定め、その責任者によって年会費等の納入、機関紙の配本等の事務手続きを一括して行う場合は、グループ扱いとすることができる。グループ扱いに関する細則については、別途定める。
3. 年会費等に過払いがあった場合、原則として翌年度以降の年会費等に充当し、返金は行わない。ただし、定款第9条に基づく任意退会時には、手数料3,000円を控除して残額がある場合、その残額を返金する。

第10条 年会費等の滞納が3か月以上に及ぶときは、当該年会費等が完納されるまで、機関誌の配布停止を含め対応する会員の各種権利を停止する。

2. 停止した機関誌は、年会費等を完納した場合でも、配

布を受けられないことがある。

第11条 基本年会費の滞納が1年以上に及ぶときは、会員資格を喪失する。

第12条 会員資格を喪失した者で、再入会を希望する者は理事会の決議を経て、再入会を認めることがある。

2. 前項において、定款第9条に基づいて任意退会した者は、随時再入会を認めることができる。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。

3. 第1項において、定款第11条第1項イ号により会員資格を喪失した者は、過去の会費支払い義務不履行に対して別途定める追徴金を支払うことにより、再入会を認めることがある。その場合において、会員でなかった期間の基本年会費相当額を全額支払ったときは復会として扱うものとし、復会した者は会員でなかった期間も継続して会員であったものとみなす。

第13条 年会費等は、年額1回納入とし、分割納入は出来ないものとする。なお、複数年分を一括納入することもできる。

第3章 役員、代議員

第14条（削除）

第15条 次期会長は、次年度に会長となる候補者となり、会長を補佐する。任期は、原則として、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。

第16条 次期ソサイエティ会長は、次年度にソサイエティ会長となる候補者となり、ソサイエティ会長を補佐する。本条でのソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長の役職に関する事項は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に関するものであり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、理事としての任期は定款第26条による。

第17条 副会長として、学術強化並びにそれらを活用した増収施策などに関連する事項の担当（学術強化担当と言う）と、学会運営・組織強化並びに学会財務などに関する事項の担当（学会運営・組織強化担当と言う）を置き、各2名ずつで分担する。

第18条 会長、次期会長及び副会長を除く理事の職務分担は、次のとおりとする。本条のソサイエティ会長及び次期ソサイエティ会長に関する規定は、理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの当該役職に適用される。

総務	庶務、及び他理事の所掌に属さない事項
会計	会計に関する事項
編集	編集に関する事項
企画	企画研究に関する事項
調査	調査研究に関する事項

ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

次期ソサイエティ会長 ソサイエティに関する事項

編集長 編集に関する事項

企画戦略室長 政策・運営に関する事項

規格調査会委員長 規格調査に関する事項

第19条 定款第5条第2項から7項に定める代議員を選出するための選挙細則は、理事会の決議を経て、別途定める。

2. 代議員は会員を代表して社員総会の構成要員となり、審議に参画し、議決権を行使する。

第4章 編集長、企画戦略室長、規格調査会委員長及び事務局

- 第20条 編集長は定款第4条イ号及びト号に係る事業を企画、実行するため必要な委員会を組織し主宰する。
2. 編集長は、編集理事と協議して編集に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
3. 会長は、理事会の決議を経て、編集を分担する理事を補佐するため、編集特別幹事を置くことができる。
- 第21条 企画戦略室長は本会の政策・運営に関する事項を検討し、これを理事会に発議する。
- 第22条 規格調査会委員長は、定款第4条ハ号及びニ号を実行するために、必要な事業計画を立案し、実行するための規格調査会を組織し主宰する。
2. 規格調査会委員長は、調査理事と協議し、規格調査に係る諸規程の起案または改訂案を作成し、これを理事会に発議する。
- 第23条 会長は、理事会の決議を経て、事務局長を任免する。事務局長は会長の命を受け、事務局の組織、人事を掌管する。
- 第24条 事務局長及び職員は有給とする。
- 第25条 本会の活動に係る重要事項に関し、業者等との役務の提供を受ける契約を行うときは、事務局長がその企画・立案を行い、担当理事の了承のもとに理事会においてその承認を受ける。

第5章 役員候補者の選挙

- 第26条 役員候補者の選挙は、別に定める手順により提出期日までに投票することを要する。
- 第27条 役員候補者の選挙の投票の開票及びその計算は、会長の責任において行い、各得票数を決定する。
- 第28条 当選者は、得票数により会長が決定する。
2. 得票が同数である場合は、年長順によって当選者を決定する。
- 第29条 会長は、当選した役員候補者に対し、その旨を通知して、社員総会以前に役員候補者としての承諾を求める。

第6章 委員会

- 第30条 本会の事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て必要な委員会をおくことができる。
- 第31条 前条による委員会に委員長を置く。
2. 委員長は、理事会の決議を経て会長が委嘱する。
- 第32条 委員長は、理事会に出席し、その所管する事項につき報告し、意見を述べることができる。
- 第33条 委員会に関する規程は、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 事業計画及び収支予算、事業報告及び決算

- 第34条 次年度の事業計画書及び収支予算書は、毎事業年度の開始の前日までに理事会の承認を得ることを要する。
- 第35条 当該年度の事業報告及び決算については、毎年定時社員総会前の理事会に提出することを要する。

第8章 大会及び講演会、講習会等

- 第36条 本会は、単独または他の学会と連合して毎年1回以上大会を開く。ただし、理事会の決議により休会することができる。
- 第37条 各ソサイエティならびにグループは、単独もしくは他のソサイエティならびにグループまたは他の学会と連合して毎年1回以上ソサイエティ大会またはグループ大会、あるいは各ソサイエティまたはグループで定めるこれに代わる大会を開く。ただし、当該ソサイエティならびにグループの最高決議機関の決議により休会することができる。
- 第38条 本会または本会の各ソサイエティ、グループ、その他の委員会は、単独または他の関係団体と連合して、講演会、討論会、講習会、研究発表会等を開催できる。その開催にあたっては、予算等については理事会または各ソサイエティならびにグループの最高決議機関の承認を必要とする。
2. 前項の会合は、機関誌その他の方法により、会員に通知する。

第9章 機関誌、図書

- 第39条 会誌、論文誌（オンライン版）ならびに定期的に発行する印刷物及び印刷以外の媒体による発行物を機関誌という。
- 第40条 毎月1回会誌を発行して、会員に配布し、また一般に販売する。
- 第41条 各ソサイエティは論文誌（オンライン版）を発行して、当該ソサイエティの会員に配布し、また一般に販売する。
- 第42条 必要に応じ、電子工学及び情報通信に関する学理または応用に関する専門図書（印刷物及び印刷以外の媒体による発行物）を編集し、刊行する。
- 第43条 次のものに機関誌及び本会刊行の図書等を寄贈する。
- イ. 国立国会図書館
- ロ. その他理事会の決議によって定めたもの
- 第44条 理事会の決議により、国内外の次のものと機関誌等の交換を行うことができる。
- イ. 電子工学及び情報通信に関する学科を有する大学
- ロ. 電子工学及び情報通信に関する研究所
- ハ. 関係学協会
- ニ. その他特に必要ある文献の刊行者

第10章 謝礼、謝金及び経費

- 第45条 本会に金銭または物件を寄付したのものには謝状を贈呈する。
- 第46条 本会の主催する講演会の講演者、機関誌への寄稿者、刊行図書の執筆者等に対しては、別に定める基準により謝礼を贈呈することができる。
2. 本会の会議及び集会に出席した者に対し、別に定める基準により、交通費等の必要経費の一部を支給することができる。
3. 本会が主催し、または共催する研究会、国際会議、委員会等に出席した者に対し、謝金または交通費等の必要経費の一部を別に定める基準に従い、各委員会、組織、会合等の開催責任者たる長の判断で支給すること

ができる。

4. その他理事会において必要と認めた場合に謝礼を贈呈することができる。

第11章 表彰、奨励

- 第47条 電子工学及び情報通信に関する学術、または関連事業上特別の功労があった者、または重要な発明をなした者は、理事会の決議により表彰する。
- 第48条 電子工学及び情報通信に関する特に優れた学術論文の著者は、理事会の決議により表彰する。
- 第49条 電子工学及び情報通信に関する学問及び技術の有益な研究をなす者には、理事会の決議により奨励賞等を贈呈する。

第12章 会計

- 第50条 毎月の収支状況及び資金現在高は、会計理事がこれを掌握し、四半期ごとにまとめて理事会に報告する。
- 第51条 各ソサイエティ及びグループの財務状況は、各ソサイエティの会長及びグループの長がこれを掌握し、四半期ごとに当該会計責任者が会計理事に報告する。会計理事はこれを理事会に報告する。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティについては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第52条 会計事務を引継ぐときは、会長が引継調書を作成の上、監事の承認を受け、これを次期会長に引継ぐものとする。ソサイエティ及びグループにおいても同様とする。
- 第53条 本会の会計処理は、法令、定款、本規則及び公益法人会計基準等に基づき、別に定める会計処理規程による。

第13章 支部

- 第54条 各支部に、次の支部運営委員を置く。
- イ. 支部長 1名
ロ. 支部庶務幹事 2名
ハ. 支部会計幹事 2名
ニ. 支部委員 若干名
- なお、上記に加えて次期支部長1名を置くことができる。
- 次期支部長は次年度に支部長となる候補者となり、役職毎の任期は、原則として、それぞれ1年とし、委員としての任期は通算2年とする。
2. 支部委員数は、理事会の決議によって会長が定める。
- 第55条 支部長は、支部運営委員会を招集してその議長となる。
2. 支部長は、支部の事務を統括する。
3. 支部長に事故があるときは、支部長があらかじめ指名した支部幹事、または支部委員がその職務を代行する。
- 第56条 幹事は、支部長の命を受け、支部の事務の執行を補助する。
- 第57条 支部に関する規程は、支部において定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第58条 支部運営委員候補者の選出方法、任期等は、支部において定める。
2. 支部運営委員候補者は3月末日までに選出し、理事会

において承認を得るものとする。

- 第59条 支部は理事会承認を経た収支予算書に基づき、支部事業計画を遂行するものとし、決算時に清算することにより、繰越金を保有しない。
- 第60条 支部長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。

第14章 ソサイエティ等

- 第61条 ソサイエティに関する規程は、ソサイエティにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。
- 第62条 ソサイエティ会長は、ソサイエティの会務を総理し、ソサイエティを代表する。
2. ソサイエティ会長に事故があるときは、次期ソサイエティ会長がその職務を代行する。
- 第63条 ソサイエティ委員候補者の選出方法、任期等は、ソサイエティにおいて定める。
2. ソサイエティ委員候補者は3月末日までに選出し、理事会において承認を得るものとする。
- 第64条 ソサイエティは理事会承認を経た収支予算書に基づき、ソサイエティ事業計画を遂行するものとする。
- 第65条 ソサイエティ会長は、毎年2月中に次年度の事業計画案及び収支予算案を、また毎年4月末日までに前年度の事業報告及び決算書類を、会長に提出するものとする。
2. 理事を選出する資格を持たないソサイエティの次年度の事業計画案及び収支予算案に関しては、前項の規定は、当該ソサイエティと共同運営を行う理事を選出する資格を理事会で認められたソサイエティの会長の責任とする。
- 第66条 ソサイエティに準ずる研究集団として、理事会の決議を経てグループを置くことができる。
- 第67条 グループに関する規程は、グループにおいて定め、理事会の承認を得るものとする。

第15章 補則

- 第68条 本規則の改廃は、理事会が行う。
- 第69条 各種の規程は、理事会の決議を経ることを要する。

付 則

1. この規則は、一般社団法人電子情報通信学会設立の登記の日から施行する。

付 則

1. この規則の改正は、平成24年度会費から適用する。

付 則

1. この規則の改正は、平成24年7月23日から適用する。
2. 但し、第2条第5項（フェロー称号贈呈）について、平成27年までは、正員を対象とすることができる。

付 則

1. 平成27年2月16日の改正は、改正日から施行し、平成26年10月1日に遡及して適用する。

付 則

1. 平成28年5月17日の改正は、改正日から施行する。
2. 平成28年度の体制においては、新任副会長2名（在京/地方選出）は、在京選出副会長は学術強化を、地方選出副会長は学会運営・組織強化を担務する。

3. 下記の変更については、平成 28 年 6 月 2 日開催予定の
定時社員総会における准員廃止の定款変更の承認を停
止条件とする。

・第 4 条：削除

・第 6 条：ハ号の削除，へ号の「准員」削除，二号・
ホ号・へ号の号記号変更

・第 7 条：ハ号の削除，二号の「准員」削除と号記号
変更

付 則

1. 2018 年 5 月 21 日の改正は改正日から施行するものとし、
下記第 2 項に示すものを除き施行日から適用する。
2. 本改正により、会員種別、会員サービス及び年会費等に
関する条件変更があるもののうち、2018 年度中は移行
期間となるものについては、2018 年度は本改正前の各
条件で継続運用するものとし、適用は 2019 年 4 月 1 日
からとする。

整理番号 38

決裁	会派代表者	阿部	経理責任者	伴	経理担当者	
----	-------	----	-------	---	-------	--

使途項目 サーチャキー 支出証拠書 (自動車燃料代)

7 8 0 - 0 0 4

【 7 月分】 7/22 (会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ・良知駿一)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近)の給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費	62.8 302.6	18円 × 62.8 km / km	1,130

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)
 ※領収書による充当方式
 ・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)
 ・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 良知駿一

《領収書貼付枠》


按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	1,130 円	100 %	1,130 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す

ること。

月 日	内 容	行 程	走行距離(km)
7/3	浜松市北区長 意見交換	自宅ー浜松市北区役所 (往復)	8.6
7/6	地元要望対応	自宅ー要望者宅 (往復)	8.0
7/17	地元要望対応	自宅ー浜松市北区役所 (往復)	8.6
7/18	地元要望対応	自宅ー要望現場 (往復)	2.8
7/20	引佐草の根作業所夏祭り 出席・意見交換	自宅ー引佐草の根作業所 (往復)	11.8
7/22	静岡大学情報学部 情報収集・意見交換	自宅ー静岡大学浜松キャンパス (往復)	23.0
合 計			62.8

整理番号	39
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	---

使途項目 サーチキー 支出証拠書

780 - 001

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・ 事務費 ・事務所費・人件費		
内容	事務用品購入		
年月日	令和 1年 7月 27日~令和 年 月 日	金額	457円

目的	—
使途	—
政務活動・ 県政との 関連性	—
<<領収書貼付枠>> 別添領収書 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
後援会活動と按分	914円	50%	457円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

CAINZ

浜松都田テクノ店 TEL 053-428-1000

< 領収書 >

カインズカードのポイント事後
加算券はカインズ全店で承ります。
販売店以外でもお申し付け
下さいませ。

2019年 7月27日(土) 17:26

087	コンパクトB/Aノクター-12	¥798
094	タイルマット	¥1,280
081	ボックスワイル (2個 X 単258)	¥516
081	ボード	¥398
062	ビニールマット	¥1,980

6点/小 計 ¥4,972
内税対象 ¥4,972
内消費税等 8% ¥368
合 計 ¥4,972
POSクレ計 ¥4,972

MSクレジットお買上

カード会社 20
JCB 2a99661
クレジット番号

有効期限 XX/XX
クレジット伝票番号 20569
支払区分 一括
金額 ¥4,972
承認番号 0000093
クレジット処理通番 176090
端末識別番号 6561507310001
決済管理番号 190727-07310001-20569-03214

お釣り ¥0
お買上ありがとうございます。
「お買上票」は後日クレジット会社より
送付される明細書と照合ください。
尚、この領収書は「クレジット利用
証明書」とさせていただきます。
クレジットお買上票 (お客様控)

資材館営業時間のご案内
お客様のご要望にお応えして
資材売場、朝7時より営業中！
ご来店お待ちしております



担当: [REDACTED] 0731
レシートNo: 001 レシートNo: 0208

→ 請封
9/14/19

整理番号	40
------	----

決裁	会派代表者	(阿部)	経理責任者	(伴)	経理担当者	
----	-------	------	-------	-----	-------	--

使途項目 サーチキー 支 出 証 拠 書

778 - 002

(会派名・議員氏名 ふじのくに県民クラブ - 良知駿 -)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	新聞購読 (2019年7月分)		
年 月 日	令和 1年 7月 1日~令和 1年 7月 31日	金 額	930 円

目 的	情報収集
使 途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関 連 性	日々の社会の情勢を調査し県政に生かす。
<<領収書貼付枠>> 別添 領収書 参照	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動	930 円	100%	930 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

良知 駿一

様

新聞・雑誌名	部数	金額
「しんぶん赤旗」日曜版	1	930

日本共産党発行の
しんぶん赤旗
領収書

930円

2019年 7月分

上記の金額たしかにいただきました。
ありがとうございました。

日本共産党西部地区委員会
〒433-8122
浜松市中区上島 2-13-17
TEL 053-474-2145

領収日

投者

領収日 7/28